

# 第4章

## 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 こども・子育て支援の総合的な推進

#### 1 こども・若者が権利の主体であるという認識の共有

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

また、こどもの教育、養育の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進するとともに、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権啓発活動を推進します。

主な取り組み	内容	担当課
こども基本法等の趣旨の周知	国が提供するパンフレットの活用や市ホームページ、FMかしまなどの各種媒体を通じて、こども・若者が権利の主体であることの周知や、いじめ、体罰、児童虐待等によるこどもの権利侵害を許さないという意識の浸透を図ります。	こども相談課
学校教育におけるこども・若者の人権擁護教育の推進	日々の学校教育活動の場面において、児童生徒に対し、人権に対する理解を深め人権を尊重する態度を育むよう取り組みます。	教育指導課
人権教室の実施	人権擁護委員が中心となり、小中学生を対象としたいじめ等の人権問題を考える教室を実施し、相手への思いやりの心やいのちの尊さ、人権を尊重することの大切さについての理解を促します。	生活福祉課
人権教育研究部研修会の実施	小中学校の教職員（各1名）に向けて、学校における人権教育の推進等について研修を行います。市教育委員会が主催し、教育指導課指導主事、社会教育課社会教育主事が講師として参加します。	教育指導課
オレンジリボンキャンペーン	「こども虐待のない社会の実現」を目指して茨城県が行う「オレンジリボンたすきリレー」への参加などを通し、多くの市民に児童虐待防止に関心を持ってもらえるよう呼びかけを行います。	こども相談課

## 2 相談支援体制及び情報提供の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、地域から孤立し、悩みや不安を抱える子育て当事者やこどもが増加している状況にあり、妊娠・出産・子育ての包括的な支援が求められています。

このため、妊娠期も含めた保護者やこどもに対する相談支援や、疾患をもつこどもや発達の問題になるこどもに対する切れ目のない支援が必要であり、こどもの成長に合わせた相談支援体制の充実を図ることが課題になっています。

このような現状を踏まえ、安心して妊娠・出産・子育てができ、全てのこども・若者が健やかに育つことができるよう、こども・若者と子育て当事者一人ひとりの状況に応じた、切れ目のない寄り添った支援や情報提供を行います。

主な取り組み	内容	担当課
こども家庭センターの体制整備	令和7年度からこども家庭センターを設置し、これまで子育て世代包括支援センター「りぼん」が行ってきた母子保健機能と、子ども家庭総合支援拠点が行ってきた児童福祉機能との連携をより強化した一体的な体制を整備します。 妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進及び、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関し、包括的な支援を切れ目なく提供します。	こども相談課 保健センター
教育相談体制の充実	市教育センターに教職員経験者や有資格者を配置し、児童生徒や保護者、教職員等からの教育に関する相談体制を整えます。	教育指導課
こころの相談体制の充実 (こころの相談、こころの体温計、こころの健康に関する情報発信等)	医師や相談員による相談を随時実施します。 自身のこころの状態（ストレス等）を把握できるインターネット上のセルフチェックシステムである「こころの体温計」を提供します。 広報紙や市ホームページなどを通し、一人で悩まないための相談先を周知します。 また、支援を要するケースについて個別フォローを継続的に実施します。	保健センター
子育て情報提供サービスの充実	市ホームページ内の子育て情報ページ「のびのびしかっこ」やSNS「かしまナビ」などを活用し、子育て世帯に情報を発信します。 子育てについての情報をまとめた「子育てハンドブック」を毎年度作成し、出生や転入の手続き時に配布します。	こども相談課

### 3 多様な遊びや体験，居場所や活躍できる機会づくり

年齢や発達の程度に応じた遊び・体験の機会・場の創出や，こどもの読書活動についての取り組みを推進するとともに，こどもの基本的な生活習慣について普及啓発を行います。

こどもや子育て当事者の目線に立ち，こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」や，こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

また，こども・若者が異文化や多様な価値観を理解し，外国語によるコミュニケーション能力を育成する機会を創出するほか，人権教育を通して多様性に対する理解，自他の人権の尊重等の態度を育む取り組みを推進します。

#### (1) 遊びや体験活動の推進

主な取り組み	内容	担当課
体験活動の充実	<p>●かしま子ども大学 こどもの知的好奇心を刺激し，学ぶ楽しさと学びの力を育むため，小学生を対象として学校教育の教科学習の枠から飛び出した体験活動やワークショップを取り入れた講座を開催します。</p>	社会教育課
	<p>●伝統文化親子教室 日本の伝統文化（和紙絵・祭囃子・茶華道等）を継承するため，親子を対象としたさまざまな体験教室を開催し，伝統文化等への興味・関心を高めます。</p>	社会教育課 中央公民館
読書活動の推進	<p>幼稚園，保育所等での読み聞かせの実施や図書館との連携による家庭での読み聞かせの啓発により，幼児期からの読書活動を推進します。</p>	幼児教育課
	<p>「子ども読書の日」（4月23日）に合わせた「こどもの読書週間」（4月23日から5月12日まで）に，こどもの読書活動の意欲を高めることを目的としたさまざまなイベントを行います。</p>	中央図書館

(2) 生活習慣の形成・定着

主な取り組み	内容	担当課
食育の推進	<p>乳幼児健康診査や育児相談時に各年齢のこどもに対応した食育の話や試食等を行うほか、食生活改善推進員による料理講座を開催し、食育についての講話と調理実習を行います。</p> <p>また、食育の普及啓発を目的とした「食育通信」を毎月発行し、市ホームページなどに掲載します。</p>	保健センター
	<p>保育所等、幼稚園及び小中学校において、給食のほか栽培・収穫・調理などの体験活動、バイキング給食や行事食献立などを通じて、食の大切さ、バランスの良い食事、食文化や地産地消について学ぶ機会を提供するとともに、給食だよりなどを通じて望ましい食習慣や食に関する知識の普及啓発を推進します。</p>	学校給食センター 幼児教育課

(3) こどもまんなかまちづくり

主な取り組み	内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化	<p>誰もが安心して気軽に外出できるよう、バリアフリー法や県条例に基づき、施設改修時などにおける道路・公共建築物等のバリアフリー化を推進します。</p>	都市計画課
通学路等の安全性の確保	<p>ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の修繕及び新設工事を行い、交通事故防止や通行の安全確保に努めます。</p>	施設管理課
	<p>通学路の安全を確保するため、関係機関と合同点検を実施するとともに、安全対策後の効果把握を行い、対策の改善・充実に努めます。</p>	総務就学課
公園の適切な維持管理	<p>こどもが活発に遊べる公園づくりを推進するとともに、安心して利用できるよう維持管理を適切に行い、こどもや子育て当事者をはじめとする市民に憩いと安らぎを提供します。</p>	施設管理課

## (4) 居場所づくり

主な取り組み	内容	担当課
市民団体の活動の支援	こどもや若者の居場所づくりの一環として、こども食堂などに取り組む市民団体の活動を支援します。	地域づくり推進課
公民館・図書館における居場所の提供	地区公民館や図書館において、こども、子育て当事者が過ごせる場所を提供するとともに、こどもに興味・関心を持ってもらえるイベント等の企画に努めます。	中央公民館 中央図書館

## (5) こども・若者が活躍できる機会づくり

主な取り組み	内容	担当課
国際交流関係事業	他国・異文化との交流による多様な価値観の学びや国際感覚を養う機会などの創出に努めるほか、日本語指導などに取り組む市民団体の活動を支援します。	地域づくり推進課
外国にルーツを持つこども等への支援	親が外国人のこどもや外国籍のこども、帰国児童・生徒等の学校生活や学習を支援するため、小中学校に日本語指導ボランティアを派遣します。	教育指導課

## (6) 性的マイノリティのこども・若者に関する理解増進・人権擁護

主な取り組み	内容	担当課
性の多様性に関する普及啓発	学校や関係機関と連携しながら、男女共同参画情報紙「ウイング」をはじめとする各種媒体を活用し、多様な性に関する理解と正しい知識の普及啓発を図ります。	地域づくり推進課
心とからだの講演会	中学生を対象に、助産師や産婦人科医などを講師とした講演を実施し、健全な性に関する知識を身につけるとともに思春期特有の悩みや性的マイノリティに関する理解を促し、自分自身を大切にすることの育成を図ります。	社会教育課

## 4 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

妊娠期から子育て期を通じた、切れ目のない保健・医療の提供を推進するとともに、母子保健情報、学童期の健康情報の電子化と利活用を進めます。

また、慢性疾患を抱え身体面、精神面及び経済面で困難な状況を抱えているこども・若者やその家族について、支援の充実により自立促進を図ります。

### (1) 周産期・小児医療体制の整備

主な取り組み	内容	担当課
鹿行南部地域周産期医療機関運営費の補助	鹿嶋市、潮来市、神栖市の3市間での周産期医療体制の維持及び拡充を促進するため、産科医療に携わる医療従事者の確保に要する経費の一部を補助します。	保健センター
夜間小児救急診療所の運営	鹿嶋市夜間小児救急診療所を開設し、毎日20時から23時の時間に中学生以下の急な発熱などに対する応急処置を行います。	保健センター

### (2) 母子保健情報、学校健康診断情報等の電子化

主な取り組み	内容	担当課
母子保健情報の電子化の推進	予防接種及び各種相談・健康診査データについて、健康管理システムで一元管理を行い、マイナポータル上での活用を推進します。	保健センター
学校健康診断情報の電子化の推進	校務支援システムを活用し、児童生徒の健康診断結果の電子化、情報の一元管理及び校内での効率的なデータ共有を可能にします。	総務就学課

### (3) 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援

主な取り組み	内容	担当課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病にかかっている在宅の18歳未満のこどもに対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	生活福祉課
自立支援医療（育成医療）	現在障がいがあるか、または現在の疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる18歳未満のこどもに対し、手術などの治療により症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、治療費の一部を公費で負担します。	生活福祉課

## 5 障がい児・医療的ケア児等への支援

特別児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに、こどもと家庭に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供に努めます。

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるとともに、障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョン（包容）を推進します。

また、医療的ケア児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための支援体制を強化するとともに、障がいのある幼児児童生徒への教育的支援を充実させるため、関係機関の連携を強化します。

### （１）経済的支援

主な取り組み	内容	担当課
特別児童扶養手当	身体、知的または精神等に障がいのある20歳未満の方を家庭で養育している方に手当を支給します。	生活福祉課
重度心身障害者医療福祉費	こども・若者を含め身体、知的または精神等の障がいの程度が一定以上の方が受診した、保険診療分の自己負担額の全部を助成します。	国保年金課
補装具費の支給	身体障がい児の障がいのある部分を補い、日常生活を容易にするために必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。	生活福祉課
障害児通所給付費の給付	心身に障がいまたは発達の遅れがある18歳未満のこどもを対象に、通所または訪問により療育・訓練等の支援を行う場合の利用費の一部を公費で負担します。	生活福祉課
特別支援教育就学奨励費支給制度	小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況等に応じて就学に必要な経費を補助します。	総務就学課

### （２）障がいの有無に関わらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

主な取り組み	内容	担当課
障がい児相談支援事業	障害児通所支援等の利用を希望する障がい児に対し「障害児支援利用計画」を作成します。サービス開始後はモニタリング等により利用状況の検証を行い、地域で安心して生活が送れるよう支援します。	総合福祉センター

主な取り組み	内容	担当課
障がい児通所事業の運営 (児童発達支援・放課後等 デイサービス・保育所等訪 問支援)	心身に障がいや発達に心配のある幼児・児童と その保護者に対し、親子通所による集団保育と言 語聴覚士や心理相談員等の専門家による個別相談 及び訓練を行います。 また、その幼児・児童が在籍する保育所・幼稚園 等を訪問し、集団生活への適応を目的に支援を行 います。	総合福祉センター
児童発達支援センターの 設置検討	地域における障がい児支援の中核的役割を担う 機関である「児童発達支援センター」の設置に向け た課題等の整理・検討を行います。	生活福祉課

### (3) 専門的支援が必要な障がい児への支援の強化

主な取り組み	内容	担当課
医療的ケア児等コーデ ィネーターの設置推進	医療的ケア児や重度心身障がい児等の支援体制 の強化を図るため、医療的ケア児等コーディネター の資格取得を推進します。	生活福祉課
保育所等における医療的 ケア児の受け入れ体制の 確保	保育所等において、集団生活が可能な医療的ケア 児の受け入れ体制を確保します。 公立施設では人的配置を進め、私立施設に対して は、費用の一部を助成することで、医療的ケア児の 保育の実施環境の確保に努めます。	幼児教育課

### (4) 障がいのあるこども・若者の学びの充実

主な取り組み	内容	担当課
特別支援教育推進会議の 設置	学校関係者や福祉担当課職員等から構成する特 別支援教育推進会議を設置し、障がいのある幼児児 童生徒に対する教育的支援の充実を図るとともに 関係機関の連携を強化します。	教育指導課
アシスタントティーチャ ーの配置	障がいのある児童生徒が学校生活全般において 充実した時間を過ごせるよう、アシスタントティー チャーを配置します。	教育指導課
特別支援教育の充実	特別支援教育に関する資質の向上を図るための 研修を実施し、全ての児童生徒がわかりやすい授業 づくりに努めます。	教育指導課

## 6 こども・若者の貧困解消対策の推進

全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できる環境づくりを目指します。

貧困の状態にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援や教育相談体制の充実により、苦しい状況にあるこども・若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

また、さまざまな制度により保護者の生活の安定を支援するほか、学童期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図り、こども・若者が安心して多様な体験ができる機会や学習する機会の提供に努めます。

### (1) 相談支援体制の充実

主な取り組み	内容	担当課
こども家庭センターの体制整備【再掲】	令和7年度からこども家庭センターを設置し、これまで子育て世代包括支援センター「りぼん」が行ってきた母子保健機能と、子ども家庭総合支援拠点が行ってきた児童福祉機能との連携をより強化した一体的な体制を整備します。 妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進及び、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関し、包括的な支援を切れ目なく提供します。	こども相談課 保健センター
教育相談体制の充実【再掲】	市教育センターに教職員経験者や有資格者を配置し、児童生徒や保護者、教職員等からの教育に関する相談体制を整えます。	教育指導課

### (2) 生活に困窮する世帯への支援の推進

主な取り組み	内容	担当課
生活保護制度	●進学・就職準備給付金 進学や就職に伴って生活保護が廃止となる一定の世帯に対し、新生活の準備資金となる一時金を支給します。	生活福祉課
	●住宅扶助 こどもの大学等への進学に伴って世帯分離している場合に、こどもを世帯員数から除外せずに住宅扶助の基準額上限を適用します。	
	●被保護者就労支援事業 専任の就労支援嘱託職員を配置し、生活保護受給中の世帯に対して就労に関するさまざまな支援を行います。	

主な取り組み	内容	担当課
生活困窮者自立支援制度	子育て世帯を含めた経済的に困窮する世帯の生活の安定のため、専任の相談支援員による相談支援、就労支援、住居確保給付金など各種支援を実施します。また、就学援助対象世帯に対し学習環境や学習機会の習慣化のための支援を行います(子どもの学習・生活支援事業)。	生活福祉課
就学援助費支給事業	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等、就学に必要な費用を援助します。	総務就学課
鹿嶋市奨学金制度	経済的理由により修学が困難な優良な生徒学生に対し、学資を貸与します。	総務就学課

## 7 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景があっても許されるものではありません。どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないように、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制を強化します。

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで個人の権利に重大な侵害を生じるおそれがあります。関係機関が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげるよう努めます。

### (1) 相談支援体制の強化

主な取り組み	内容	担当課
こども家庭センターの体制整備【再掲】	令和7年度からこども家庭センターを設置し、これまで子育て世代包括支援センター「りぼん」が行ってきた母子保健機能と、子ども家庭総合支援拠点が行ってきた児童福祉機能との連携をより強化した一体的な体制を整備します。 妊産婦、乳幼児の健康の保持・増進及び、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関し、包括的な支援を切れ目なく提供します。	こども相談課 保健センター
教育相談体制の充実【再掲】	市教育センターに教職員経験者や有資格者を配置し、児童生徒や保護者、教職員等からの教育に関する相談体制を整えます。	教育指導課
こども家庭ソーシャルワーカー等の設置推進	こども家庭センター設置に伴い、社会福祉士を中心に新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」などの専門資格の取得に取り組み、支援の充実につなげます。	こども相談課
児童虐待関係機関のネットワークの強化	鹿嶋市要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携を強化し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、継続的な支援に至るまでの切れ目のない迅速・的確な対応を図ります。	こども相談課

### (2) 困難を抱える子育て当事者への支援、社会的養護の推進

主な取り組み	内容	担当課
特定妊婦等に対する支援の強化	出産前において支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦に対し、母子保健と児童福祉の連携のもと、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。	保健センター こども相談課

主な取り組み	内容	担当課
親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）	児童との関わり方等に悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目指します。	こども相談課
社会的養護の推進	こどもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適切でない場合には、児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を行います。	こども相談課
里親制度の周知啓発	さまざまな事情により家庭での養育を受けることができないこどもに、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中での養育を提供する里親制度について、10月の里親月間を中心に広報紙や市ホームページ、掲示物などを通して周知啓発を図ります。	こども相談課

### （3）ヤングケアラーへの支援

主な取り組み	内容	担当課
ヤングケアラーの早期発見、支援体制の構築及び広報啓発	学校等の関係機関と連携を図ることで、ヤングケアラーを早期発見し必要な支援に繋がります。またヤングケアラーについての理解を促進するため必要な広報啓発を行います。	こども相談課

## 8 こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取り組み

国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ，誰も自殺に追い込まれることのないよう，生きることの包括的な支援としてこども・若者への自殺対策を推進します。

こどものインターネット利用の低年齢化が進む中，こどもが主体的にインターネットを利用できる能力を育むよう，メディアリテラシーの習得支援，こどもや保護者に対する啓発を推進します。

関係機関等と連携し，こども・若者の性犯罪・性暴力被害防止や非行防止，防犯・交通安全対策，事故防止対策等に取り組むとともに，相談・支援窓口の周知広報を積極的に行います。

### (1) こども・若者の自殺対策

主な取り組み	内容	担当課
自殺予防週間/自殺対策強化月間の周知	広報紙，市ホームページ，ポスター掲示などを通し，自殺対策に対する正しい知識を普及啓発します。	保健センター
こころの相談体制の充実 (こころの相談，こころの体温計，こころの健康に関する情報発信等)【再掲】	医師や相談員による相談を随時実施します。 自身のこころの状態(ストレス等)を把握できるインターネット上のセルフチェックシステムである「こころの体温計」を提供します。 広報紙や市ホームページなどを通し，一人で悩まないための相談先を周知します。 また，支援を要するケースについて個別フォローを継続的に実施します。	保健センター
ゲートキーパー養成講座	自殺の危険を示すサインに気づき，適切な対応を図るゲートキーパーを養成する講座を実施します。	保健センター
いじめ問題・不登校等対策連絡協議会の実施	小中学校の生徒指導担当教員(各校1名)に対し，スクールロイヤーを講師としたいじめ事案への対応に関する研修や，不安や悩みを抱える児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりの研修を行うほか，各学校の取り組みの好事例について情報共有を行います。	教育指導課
いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」	いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」を教育用端末で活用できるように設定し，児童生徒が相談しやすい体制を整えます。	教育指導課

### (2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

主な取り組み	内容	担当課
教育DX推進リーダー研修会	小中学校の情報教育担当者を対象に，情報モラル教育(デジタルシティズンシップ教育)を含めた情報教育についての研修を行います。	教育指導課

主な取り組み	内容	担当課
インターネット上の人権侵害に対する取り組みの推進	小学校4年生以上の家庭に対し、インターネット上の人権侵害に関する情報の周知と「家庭におけるルールづくり」の実施についての啓発を行います。	教育指導課
メディア教育講習会	中学生を対象にメディア教育指導員を招き、メディアリテラシーに関する講座を開催します。	社会教育課

### (3) 性犯罪・性暴力の防止に向けた啓発、相談機関の周知

主な取り組み	内容	担当課
性犯罪・性暴力の防止に向けた啓発と相談窓口の周知	男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた正しい知識と認識のための啓発活動や、適切な相談先の周知・案内を行います。	地域づくり推進課
SNS等を活用した相談窓口の周知	児童生徒に対し「いばらき子どもSNS相談」等の相談窓口についての周知を行います。	教育指導課

### (4) 非行防止、防犯・交通安全対策、事故防止対策等の推進

主な取り組み	内容	担当課
学校と警察の連絡協議会	年2回の連絡協議会を通して、学校、警察、鹿行教育事務所生徒指導班との連携を図ります。	教育指導課
青少年相談員巡回活動	中学生の安全確保のため、下校時に通学路要所に立ち、見守り活動を実施します。また、市内のお祭りや花火大会の際に、青少年の非行防止等を目的とした巡視活動を行います。	社会教育課
登下校時等の防犯対策の推進	防犯灯の設置等による安全対策を行うとともに、地区社会福祉協議会や自警団等、地域の関係機関の参加・協力を得ながら、学校付近や通学路を中心とした継続的なパトロールを実施します。	交通防災課
ながら見守り活動	地域住民の協力を得て、日常の活動を通じて子どもたちを見守る「ながら見守り」を推進します。	総務就学課
子どもを守る110番の家	児童生徒の登下校時や日常的な生活時において、子どもが安心して避難できる緊急避難場所「110番の家」を設置し、その近辺での事件抑制をねらいとしてシンボルマークを掲示します。	社会教育課
こどもの事故防止に向けた取り組みの推進	施設における事故の未然防止を図るため、事故、ヒヤリハットの記録・分析、対策の検討・共有など、各幼稚園、保育所等、認定こども園での取り組みが適切に行われるよう指導助言を行います。また、国で取りまとめる重大事故に関する情報の収集について、適切に対応するよう働きかけます。	幼児教育課

## 基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

### 【こどもの誕生前から幼児期まで】

#### 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化に努めるとともに、里帰り出産を行う妊産婦の支援や産後ケアの提供体制の確保など、産前産後の支援や乳幼児健康診査の充実を図ります。

また、特定妊婦等が必要な支援を受けられるよう、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供します。

主な取り組み	内容	担当課
妊婦等包括相談支援事業	妊娠8か月の妊婦を対象としたアンケートを実施するとともに希望者に面談を実施します。 また、産前産後の確認のほか、妊娠・出産・育児に関する相談や、ニーズに応じた支援を行います。	保健センター
妊産婦健康診査	妊婦や赤ちゃんの健康状態を確認するため、合計14回の妊婦健診受診票を交付します。 また、産後の心身の健康状態を確認するため、産後2週間と4週間の2回分の産婦健診受診票を交付します。	保健センター
マタニティクラス	初妊婦を対象に妊娠・出産・育児に関する学習会を実施し、妊娠・出産等の各ステージに応じた心身の変化などに対する知識の普及を行います。	保健センター
乳児健康診査・ 幼児健康診査	新生児期から乳児期の各段階及び1歳6か月児と3歳2か月児に対し、段階に応じた身体計測や内科・歯科健診、発育や栄養などの育児に関する相談を行い、疾病や障がい等の早期発見・早期療育を図ります。	保健センター
乳児家庭全戸訪問	出生4か月以内に家庭訪問による母子の状況把握を行い、不安や悩みの緩和、必要な情報の提供を行います。	保健センター
里帰り出産を行う妊産婦への支援	里帰り先などで健診や予防接種を受けた場合も費用の助成を行います。 支援が必要と思われる妊婦については、里帰り先の自治体との連携により情報共有に努め、その後の支援につなげます。	保健センター
産後ケア事業	医療機関等への通所・宿泊や助産師の派遣等により、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート・休息の場を提供します。	保健センター

主な取り組み	内容	担当課
特定妊婦等に対する支援の強化【再掲】	出産前において支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦に対し、母子保健と児童福祉の連携のもと、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。	保健センター こども相談課
不育症検査費・治療費助成事業	不育症検査及び治療を受けた方に対し、検査費・治療費の一部を助成します。	保健センター

## 2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンである「はじめの100か月の育ちのビジョン」を踏まえ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを切れ目なく保証するための取り組みを進めます。

保育所等における待機児童ゼロに引き続き取り組むとともに、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、幼稚園、保育所、認定こども園や、地域子育て支援事業等の身近な場を通じた支援を実施します。

また「鹿嶋市架け橋期カリキュラム」を活用した幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進するとともに、保育人材の資質向上、人材確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。

### (1) 「はじめの100か月の育ちのビジョン」を踏まえた取り組みの推進

主な取り組み	内容	担当課
妊娠中からの子育て講座	妊娠中から産後・育児について知識の普及・啓発を行い、こどもの成長・育児のイメージができるよう講座を実施します。	保健センター
子育て講演会	全小学校で子育てに関する講演会を実施し、保護者に学びの機会を提供するとともに、家庭教育の重要性に対する意識啓発及び保護者同士のつながりづくりを行います。	社会教育課

### (2) 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等

主な取り組み	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	市地域子育て支援センターや地域の子育て広場において、子育て中の親子が気軽に集い、遊びや相互交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談・援助を行います。	こども相談課
待機児童ゼロの維持	こどもの数の推移等をもとに将来的な教育・保育ニーズの必要量を見込み、公民一体となった教育・保育等の提供体制を確保することで、待機児童ゼロの維持を目指します。	幼児教育課
こども誰でも通園制度	令和8年度に通園給付として制度化が予定される「こども誰でも通園制度」（親の就労要件等を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付）について、必要な提供体制の確保に努めます。	幼児教育課
病児保育事業	こどもが病気で自宅での保育が困難な場合に、病院に付設する専用施設や保育所等において、病気または病気の回復期にあるこどもを一時的に預かる体制を確保します。	幼児教育課

主な取り組み	内容	担当課
健康診査未受診者のフォローアップ	乳幼児健康診査等を未受診のこどもの保護者に対し、受診勧奨を行い、受診がない場合には発育発達等の状況確認を行います。必要に応じてこどもの就園状況の確認や家庭等への訪問を行います。	保健センター

### (3) 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進

主な取り組み	内容	担当課
幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進	学習指導要領等に基づき、幼児期の教育を学童期の教育へ円滑に接続し、系統的な教育が全市的に行われるよう、保幼小接続推進委員会を設置し、全園・全小学校共通理解のもと、「鹿嶋市架け橋期カリキュラム」を推進します。	教育指導課 幼児教育課

### (4) 保育士・幼稚園教諭等の資質向上、人材確保・処遇改善等の推進

主な取り組み	内容	担当課
保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善	茨城県や市教育センターと連携し、保育人材の資質の向上及び人材の確保を図ります。 国が実施する保育士等の処遇改善制度が適切に行われるよう、茨城県と連携し「賃金改善計画書」及び「実績報告書」の提出を通じて各施設の現状を把握し指導助言を行います。	幼児教育課
保育対策総合支援事業	保育士等の補助を行う保育補助者や保育の周辺業務を行う保育支援者の配置、保育所等におけるICT化の推進により、保育現場の業務負担軽減に取り組めます。	幼児教育課

## 【学童期・思春期】

## 3 学童期・思春期のこども・若者の支援

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブや放課後子ども教室の安定的な運営に努めます。

こども・若者が自らの発達に応じて心身の健康、性に関する正しい知識を得られるよう、性と健康に関する教育や普及啓発に取り組みます。

こども・若者が社会の中で自立し、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、主権者教育及び消費者教育などを推進するとともに、自らのライフデザインを描けるよう、情報提供や学習の機会の提供に努めます。

スクールロイヤーなどの専門家と連携し、いじめや不登校への対応を強化するとともに、適応指導教室などの不登校のこどもへの支援体制を推進します。

また、小中学校において校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止などの対応が適切に行われるよう働きかけます。

## (1) 放課後児童対策

主な取り組み	内容	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、全小学校において放課後に学びや生活の場を提供します。	社会教育課
放課後子ども教室	放課後児童クラブとの連携を図りつつ、勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動を行うなど、放課後等における児童の居場所づくりを行います。実施曜日によって、小学校の放課後に行う平日放課後子ども教室と、公民館等で行う休日子ども教室に分かれます。	社会教育課

## (2) 性と心身の健康に関する教育の推進

主な取り組み	内容	担当課
心とからだの講演会 【再掲】	中学生を対象に、助産師や産婦人科医などを講師とした講演を実施し、健全な性に関する知識を身につけるとともに、思春期特有の悩みや性的マイノリティに関する理解を促し、自分自身を大切にするこころの育成を図ります。	社会教育課
性といのちに関する学習 機会の提供	小中学生を対象に、思春期の心と体の成長や妊娠・出産等について、体験も含めて学習し、いのちの大切さについて考える機会を提供します。	保健センター

## (3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する教育

主な取り組み	内容	担当課
主権者教育の推進	<p>中学校や高校の生徒会選挙等の際に実際の投票記載台・投票箱を貸し出し、生徒が選挙を身近に感じる機会をつくります。</p> <p>また、必要に応じ中学校や高校において出前講座を実施し、選挙に関する講話や模擬選挙を実施します。</p>	選挙管理委員会 教育指導課
消費者教育の推進	<p>契約等に関するトラブルや悪質商法被害の未然防止を図るため、広報紙や市ホームページ、FMかしまなどの各種媒体やイベントでの注意喚起を行います。</p> <p>消費生活や消費者トラブルに関する理解を促進するため、こども・若者向けの啓発活動を実施します。</p>	消費生活センター
ライフデザインに関する教育	<p>学校と連携しながら、中学生・高校生を対象にしたライフプラン講座の開催などを行い、若者に向けたライフキャリアデザインに関する情報及び学習機会を提供します。</p>	地域づくり推進課
キャリアデザイン教室の実施	<p>中学生を対象に社会の第一線で活躍している方を講師とした講演を開催し、自分自身の将来を考える機会を提供します。</p>	教育指導課

## (4) 安心して学ぶことができる環境づくり

主な取り組み	内容	担当課
いじめ問題・不登校等対策連絡協議会の実施【再掲】	<p>小中学校の生徒指導担当教員(各校1名)に対し、スクールロイヤーを講師としたいじめ事案への対応に関する研修や、不安や悩みを抱える児童生徒がSOSを出しやすい環境づくりの研修を行うほか、各学校の取り組みの好事例について情報共有を行います。</p>	教育指導課
適応指導教室「ゆうゆう広場」、校内フリースクールの運営	<p>不登校児童生徒の学校復帰と社会的自立を目的とした適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営します。</p> <p>一部の学校に不登校児童生徒用の別室(校内フリースクール)を設置します。</p>	教育指導課
校則の見直し	<p>校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいことから、学校に対してその旨を周知します。</p>	教育指導課

主な取り組み	内容	担当課
体罰や不適切な指導の防止	毎月実施する校長研修会, 教頭研修会等を通じて各学校へ趣旨を周知するとともに, 各校における教職員を対象とした研修の実施を促します。	教育指導課

## 【青年期】

## 4 青年期の若者の支援

地域の担い手を確保し雇用と経済的基盤の安定を図るため、中小企業者や創業希望者への支援を通して魅力ある雇用の創出や若者の就業を促進します。

結婚を希望する若者に対して、「いばらき出会いサポートセンター」への支援を通して結婚の希望を叶える取り組みを行います。

主な取り組み	内容	担当課
若者の就労支援	ハローワークと連携して、市内での就労を希望する若者に対し、就労を支援する取り組みを行います。	商工観光課
商工業振興事業	商工会と連携して、市内中小企業者や創業希望者の支援を行い、雇用の創出に取り組めます。	商工観光課
いばらき出会いサポートセンター事業の支援	茨城県の公的な結婚支援サービスである「いばらき出会いサポートセンター」への支援を通して、会員登録やパーティー・イベントなどさまざまな形での出会いの場を提供します。	こども相談課

## 基本目標3 安心して子育てができる支援の推進

### 1 妊娠から出産、子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や医療費の負担軽減、高等教育機関への修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。

主な取り組み	内容	担当課									
妊婦のための支援給付	妊娠届出時に5万円、妊娠しているこどもの人数の届出時にこどもの人数×5万円の支援給付金を支給します。	こども相談課									
医療費の負担軽減	<p>●妊産婦医療福祉費 妊産婦が妊娠を起因とするもので受診した保険診療分の医療費の一部を助成します。</p>	国保年金課									
	<p>●小児医療福祉費（小児マル福） 所得制限内で、12歳までのこどもが受診した外来と18歳までのこどもが入院してかかった保険診療分の医療費の一部を助成します。</p>										
	<p>●子ども特別医療福祉費（鹿福） 市独自の支援として小児医療福祉費の茨城県補助事業に上乘せし、外来の対象を12歳から18歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し、保険診療分の医療費の一部を助成します。</p>										
幼児教育・保育の無償化	3歳以上児の幼児教育・保育の無償化、多子世帯やひとり親世帯等の保育料の軽減などを国・茨城県の制度に基づき実施するとともに、第3子以降の保育料については市独自の支援として現物給付します。	幼児教育課									
3歳未満児の保育所保育料の軽減	市独自の支援として、3歳未満児の市民税課税世帯の保育所保育料について、国基準保育料から引き下げた市保育料を設定します。	幼児教育課									
児童手当の支給	0歳から18歳までのこどもを養育する方に対し、こども1人につき下記金額を支給します。	こども相談課									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>こどもの年齢</th> <th>支給額（月額）</th> <th>支給月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3歳未満</td> <td>第1・2子 15,000円</td> <td rowspan="3">年6回 (偶数月)</td> </tr> <tr> <td>第3子以降 30,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上 ～高校生</td> <td>第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円</td> </tr> </tbody> </table>		こどもの年齢	支給額（月額）	支給月	3歳未満	第1・2子 15,000円	年6回 (偶数月)	第3子以降 30,000円	3歳以上 ～高校生	第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円
	こどもの年齢		支給額（月額）	支給月							
3歳未満	第1・2子 15,000円	年6回 (偶数月)									
	第3子以降 30,000円										
3歳以上 ～高校生	第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円										

主な取り組み	内容	担当課
就学援助費支給事業 【再掲】	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費を援助します。	総務就学課
鹿嶋市奨学金制度【再掲】	経済的理由により修学が困難な優良な生徒学生に対し、学資を貸与します。	総務就学課

## 2 地域子育て支援，家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう，保育所や認定こども園での一時預かり，ファミリー・サポート・センターなど，ニーズに応じたさまざまな子育て支援事業を提供します。

また，身近に相談相手がない状況にある子育て当事者を切れ目なく支援できるよう，当事者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

主な取り組み	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業【再掲】	市地域子育て支援センターや，地域の子育て広場において，子育て中の親子が気軽に集い，遊びや相互交流する場を提供するとともに，子育てに関する相談・援助を行います。	こども相談課
一時預かり事業	保護者の病気や冠婚葬祭などの緊急時や，育児疲れ等のリフレッシュのために，家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもを保育所，認定こども園などで一時的に預かります。	幼児教育課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり，こどもの一時的な預かりや習い事への送迎などを会員同士で相互援助し，地域で子育て世帯を支援します。	こども相談課
病児保育事業【再掲】	こどもが病気で自宅での保育が困難な場合に，病院に付設する専用施設や保育所等において，病気または病気の回復期にあるこどもを一時的に預かる体制を確保します。	幼児教育課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等で一時的に家庭での養育が困難になったこどもを，児童養護施設や里親などが短期間（原則7日以内）預かります。	こども相談課
訪問型家庭教育支援事業	家庭教育支援員が小学校新1年生の家庭全戸を訪問し，子育てについての悩みや不安を聞き取りながら養育環境の確認を行い，必要に応じて関係機関へつなげます。	社会教育課

### 3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等の経済的支援を行うほか、母子・父子自立支援員の配置により、各家庭それぞれの状況に応じて自立に向けた就労支援等を推進します。

主な取り組み	内容	担当課
児童扶養手当	0歳から18歳までのこどもを養育するひとり親などの養育者に対し、生活の安定と自立促進を目的として手当を支給します。	こども相談課
母子・父子家庭医療福祉費	母子家庭または父子家庭の親と18歳までのこどもが受診した保険診療分の医療費の一部を支給します。	国保年金課
母子・父子自立支援員による支援	母子・父子自立支援員を配置し、ハローワークなどと連携して、ひとり親の生活の自立に必要な情報提供や職業能力の向上等に関する適切な支援・助言を行い、ひとり親家庭の多様な相談に応じます。	こども相談課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	個々のひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや茨城県と緊密に連携しつつ、就業による自立に向けたきめ細かな支援を行います。	こども相談課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするために給付金を支給します。	こども相談課

## 4 共働き・子育ての推進，男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や男性の家事・子育てへの参画の促進を図ることにより，家事・子育ての負担が女性に一方的に偏る状況を解消し，共働き・子育てを推進します。

主な取り組み	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	男女共同参画情報紙「ウイング」やFMかしま・市ホームページなど，あらゆる媒体を活用したワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行います。	地域づくり推進課
子育て世代の活躍推進	市と茨城労働局との協定に基づき，ハローワークとの連携による仕事と子育ての両立のためのセミナーの開催など，子育て世代の活躍推進に向けた取り組みを行います。	商工観光課
男性の家事・子育てへの主体的な参画促進	男性の家事・子育てへの参画を推進するための各種啓発活動などを通して，男性の主体的な参加を促す意識の醸成を図ります。	地域づくり推進課
ペアコース（両親学級）	初妊婦とその夫を対象に，妊娠・出産・育児に関する学習会を実施し，妊娠・出産等の各ステージに応じた女性の心身の変化や夫のサポートについての必要な情報・知識の普及を行います。	保健センター

